

協議事項 1. 障がい者地域自立支援協議会の概要

1 目的

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 1 号に規定する相談支援事業を効果的に運営するため、地域の障がい福祉に関するネットワークの構築を推進する中核的機関として、越谷市障がい者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

2 根拠

- ・「障害者自立支援法施行規則第 65 条の 10」

障害者自立支援法第 77 条第 1 項第 1 号において市町村が実施する相談支援事業について定められ、相談支援事業として実施すべき便宜の供与について規定している。

その中で、「地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が義務付けられており、本協議会がこれにあたる。

- ・「平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号「地域生活支援事業の実施について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の地域生活支援事業実施要綱」

3 機能

自立支援協議会には大きく分け、次の 6 つの機能がある。

(1) 情報機能

困難事例や地域の現状、課題等の情報共有と情報発信

(2) 調整機能

地域の関係機関によるネットワークの構築

困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

(3) 開発機能

地域の社会資源の開発、改善

(4) 教育機能

構成員の資質の向上の場として活用

(5) 権利擁護機能

権利擁護に関する取り組みを展開する

(6) 評価機能

中立公平性を確保する観点からの委託相談支援事業者の運営評価

サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価

市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

4 構造

(1) 個別支援会議

困難事例など個人の支援について、必要な関係者が随時集まって協議する場。

市や相談支援事業所が呼びかけ、本人、家族、本人のニーズに対応した関係者で構成する。

会議の結果等については、随時事務局に報告する。

(2)事務局会議

市、相談支援事業所で組織し、自立支援協議会全体の運営の方向性など進行管理を担う。

個別支援会議からの報告等を基に、地域の現状や課題等を整理分析し、定例会の協議事項や提出資料の調整のため、定例会の前に定期的に開催する。

また、課題を投げかける専門部会を設置する等効率的な協議を行うための舵取りを行う。

(3)専門部会

地域の抱えた課題について、課題ごとに地域の中核的メンバーが集まり、議論を深めるプロジェクト会議的な役割。課題解決のための調査研究や定例会への施策の提案等具体的な結果を出すことを目指す。

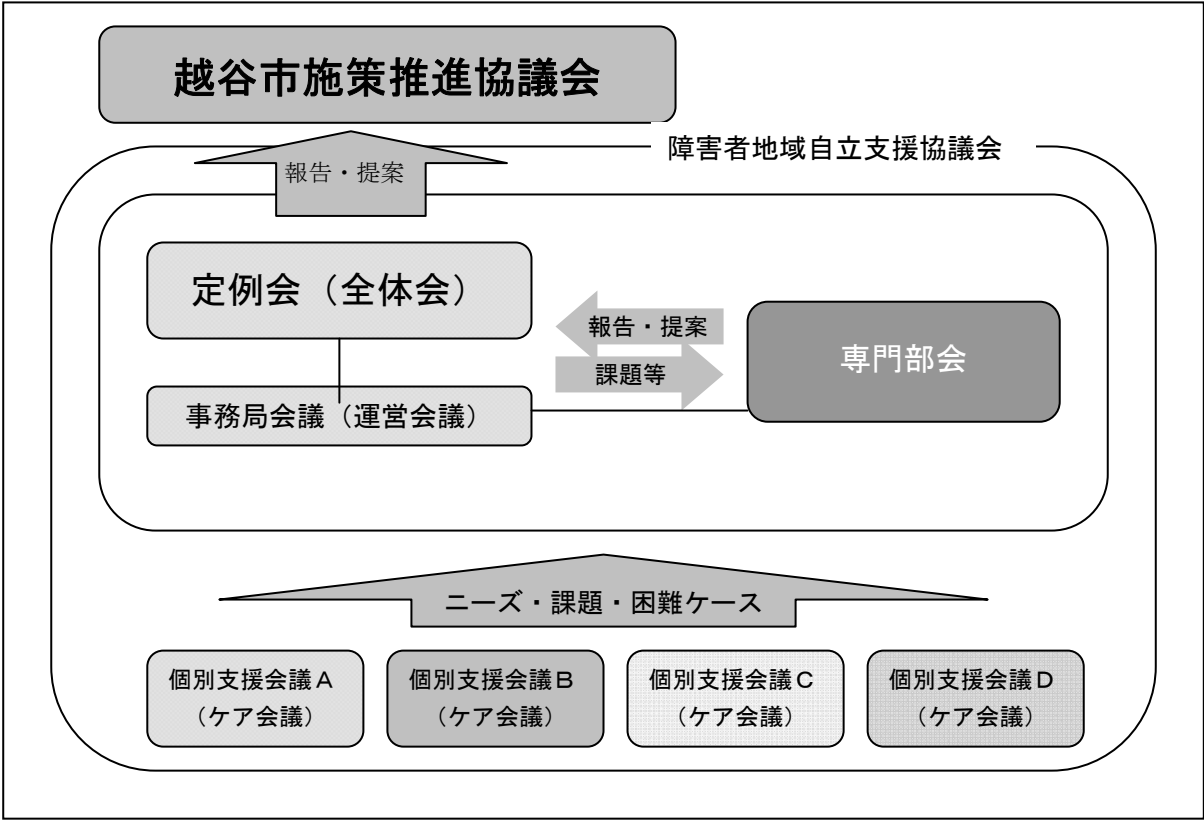
(4)定例会

実務者レベルの会議で事業者をはじめとする地域の関係者で組織する。

個別支援会議や各部会から提出された地域課題を集約し、具体的に協議して、障害者施策推進協議会に報告、提案を行う。

5 組織図

地域自立支援協議会組織図



6 委員構成

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 障がい者等関係団体
- (4) 関係行政機関
- (5) 保健医療機関
- (6) 学識経験者
- (7) その他の関係者

7 委員数

20 名以内

8 任 期

2 年（但し、再任は妨げない）